

## 2020年9月議会一般質問(200911)

日本共産党の大名美恵子です。通告に従い一般質問を行います。

**1 点目は、感染対策としての PCR 検査の必要性についてです。**

(質問)

新型コロナウイルス感染者の一定割合は無症状の感染者であり、無症状者の中には他人への感染力がある人と感染力がない人との2別されることが明らかとなっています。

世界保健機関(WHO)は、新型コロナウイルス感染者のうち約4割が無症状の感染者からうつされている、としています。

「感染力がある無症状者」を見つけ出し、保護・隔離することは感染拡大抑止のカギといえるのではないかと思います。

本村の感染確認者数を増やさない対策として、村内におけるPCR検査の必要性を感じていますが、まず4点お聞きします。

1点、本村における感染者の状況及びその評価について

2点、村が村民を感染から守るために、村民に対し行っている施策及びその評価について

3点、今般の新型コロナウイルス感染症流行におけるPCR検査の国内実施状況について

4点目に、本村での感染防止、感染拡大防止を目的に、PCR検査の必要性について、以上お聞きします。

(答弁:福祉部長) 答えします。

1点目の本村における感染者の状況及びその評価については、御承知のとおり、8月31日までに村内では9人の感染者が発生し、人口1万人当たりの感染者は2.3人となっております。

感染者の状況としては、主に家族内感染で収まっていることや、感染経路がある程度特定されていること、また、村内でのクラスターは発生していないことなどを踏まえ、感染拡大の状況にはないと認識しております。

2点目の村民に対し行っている施策についてお答えします。当該感染症の感染拡大予防に関する啓発をはじめ、村内の医療機関や高齢者及び障がい者施設、児童福祉施設に従事する方々、小中学校の教職員、さらに妊婦へのマスクの配付を行っております。また、村内において感染者が発生した際には、防災無線やSNS等を用いて広く(いち早く)周知し、改めて手洗いや三密を避けるといった感染予防を呼び掛け、人権に配慮した冷静な行動をお取りいただくよう啓発するとともに、発表後には専用コールセンターを開設し、村民からのお問い合わせや相談に直接対応してまいりました。その結果、多くの村民が適切な感染予防策の実践に努めていただいたことが感染者数の抑制につながっているものと考えております。

なお、6月に開催されたひたちなか保健所管内の当該感染症対策会議において、本村住民から帰国者・接触者センター等への相談件数が管内自治体と比較して少ない状況との報告があり、東海村住民の冷静な行動について評価をいただいているところでございます。

次に3点目の、PCR検査の国内実施状況についてお答えします。8月28日までの暫定の累計検査件数は1,773,687件、茨城県は8月24日までで30,642件と報告されております。なお、東海村の住民が受けた件数については、明らかにされておりませんので、把握しておりません。

最後にPCR検査の必要性についてお答えします。

PCR検査は、感染症法により公的負担で行われる検査として位置付けられておりますことから、発熱や咳などの症状があり、当該ウイルス感染症の心配がある方が、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ医等へ相談し、検査を受ける必要性があると臨床的に判断された場合に、受ける検査であると認識しております。

(再質問)

「村民が適切な感染予防策の実践に努めている」や「東海村住民の冷静な行動について評価をいただいている」については、私も同様に感じています。

ただいまの答弁を踏まえて3点お聞きします。

1点目は、村内の現状は「感染拡大の状況にはない」と認識することですが、無症状だが感染力を持っているというケースを考えれば、村民の中には「感染確認」はされていないが感染している、という人がそれなりにいるのではないかと思います。どうお考えでしょうか。

2点目に、2つの村民の声を紹介し、考え方を伺います。

1つは、役場関係者の中で感染が広がれば、住民対応に影響が出るので、職員の行動は慎重であるべき。2つは、できれば全村民のPCR検査をしてほしいが、少なくとも医療機関、介護施設、福祉施設、保育園・幼稚園、学校など、集団感染によるリスクが高い施設に勤務する職員、出入り業者への定期的なPCR等検査を実施すべき、というものです。

この2つの声を踏まえて役場職員、また国の医療従事者、介護従事者等慰労金支給の対象者、村の保育士等慰労金支給の対象者の検査実施を検討してはどうか。

3点目に、地方自治体でもPCR検査の実施を決断するところもあると思いますが、国のPCR検査対象の拡大、及び、自治体独自の検査実施への支援の状況をお聞きします。

(再答弁:福祉部長)お答えいたします。

まず、無症状の感染者を積極的に探し出す必要性についてお答えします。PCR検査の正確性は一般的に70%と言われており、無症状の方が任意のタイミングで検査をしてもウイルス量が十分でない場合には、感染していても陰性と判定される可能性がございます。また、検査の結果、陰性と判定されたとしても、あくまでも検査時点における判定結果ということになり、検査時点以降

の感染を否定できるものではございません。

さらに、当該感染症は、感染症法における分類において、指定感染症に分類されており、無症状であっても検査の結果、陽性となり、感染者と判定された場合には、入院または自宅療養等の対応を勧告されることとなります。これは、無症状で積極的な治療の必要がない方々を感染者として登録することにより、全国の保健所の業務を逼迫させている要因である患者調査等の対象者が増えるということになります。これにより、症状のある方や濃厚接触者への対応が遅れるという事態を招けば、感染拡大を引き起こす一因になりかねないと認識しております。

しかしながら、村内においてクラスター等の集団感染が発生した場合には、先に、茨城県が水戸市やつくば市の飲食店利用者等を対象に実施した「PCR 検査ローラー作戦」などが行われることもございますことから、このような際には、村としても積極的に協力してまいります。

次に、医療従事者や介護従事者等への検査の実施についてお答えします。

PCR 検査や抗原検査については、先ほど申し上げたとおり、症状のない方に対し臨床的判断に基づかない検査の実施について、現時点で正確性に課題があると認識しております。また、この検査結果に基づき、施設等に従事する方々が万が一、感染予防策を緩めてしまうことが生じた場合、結果として施設内での感染拡大につながる可能性もございます。

さらに一般医療機関等での PCR 検査や抗原検査体制が十分でないなか、費用助成により症状のない方の不安解消を目的とした検査に対応いただくことで、地域医療体制に混乱を招く恐れもありますことから、現時点で、臨床的判断に基づかない検査について積極的に行うことは難しいと考えております。

最後に、国の PCR 検査の対象の拡大及び自治体独自の検査実施への支援状況についてお答えします。

報道等でご存知のとおり、国は 8 月 28 日に新型コロナウイルスの新たな「対策パッケージ」を公表しました。その中に、『一定の高齢者や基礎疾患を有する者について、市区町村において本人の希望により検査を行う場合に国が支援する仕組みを設ける』とありますが、具体的な内容については、9 月 3 日現在では公表されておられません。

自治体独自の取り組みについては、実施自治体ごとに対象者、助成額ともに様々でございます。まず対象者で区分いたしますと、希望者全員や高齢者など年齢を設定している自治体の他、入所施設の入所者及び職員を対象とする自治体や観光関連事業従事者限定とする自治体等がございますほか、自治体が独自に定めた基準に該当する住民に限定するケースなど、様々でございます。助成金額については、一人あたり5千円上限から全額補助を行う自治体もあるようでございます。

(再々質問)

村の PCR 検査への考え方が、国の影響なのか否定的なのが残念です。今、検査方法としては PCR 検査しかないのではないのでしょうか。

村長にお聞きします。

村民から PCR 検査の要望が出るというのは、国が感染拡大抑止のための実効ある方策を打ち出さずにいるためだと思います。いただいた答弁でも、PCR 検査の正確性が

70%だとか、定期的な検査や、希望する人の検査などが、保健所の逼迫を招いているなどと、村民が頼るべき村がそうになってしまうのも、国として、自治体の対応について、費用も十分つけての明確な方向性が示せていないからだと思います。

そして私が着目したい一つは、感染症の後遺症についてです。東京都医学総合研究所によれば日本ではこの 8 月から厚生労働省が実態調査に入るとのことで、対応は大変遅れている訳ですが、世界の研究者の共通認識は「軽症者でも後遺症に悩まされる」ということです。ふまえて 2 点伺います。

1 点は、パンデミック下の村長を体験し、苦労が多いと思いますが、感染状況の節々での村民対応の判断は、何に基づいて行っているのか。

2 点目に、全村民のどのくらいまでが感染してしまったかのような記録に関する考え方ですが、村の記録としては感染確認者数のみで良いと考えるのか、それとも別途できるだけ実態に近づけたものとしていくのか、以上お聞きします。

(再々答弁:村長) お答えいたします。

当該感染症に関する感染状況への対応に関する判断は、国の専門家会議等の提言や政府及び県の感染症対策本部の決定事項を根拠としております。

村民全体における感染者の記録については、部長答弁にもありましたように、PCR 検査の性質上、あくまでも検査時点での陰性の確認検査であることを踏まえ、この検査を広く行っても感染者数を正確に把握することは難しいため、感染症法に依り県が行っている感染者情報の収集及び公表に基づく感染確認者を村の記録としてまいります。

(意見)

対応は、国に従ったものという事です。これほどの感染症下の首長です。ぜひ一定程度、独自の考え方を持って、このウイルス感染に関する村独自の記録をとるべきと考えます。全村民の今後の健康と生活を保証していく構えでの対応を望みます。

**次の質問は、実効性ある広域避難計画は策定できるか、についてです。**

(質問)

村長の東海第二原発再稼働是非判断の前提には 4 つの要件クリアが必要と表明されていることは承知しています。クリアされていない 2 つのうちの「実効性ある広域避難計画の策定」について、お聞きするものですが、村長が「実効性を確認する」ことは、内容的にも時間的にも相当の困難があると思っています。

この間の避難訓練等による実効性の確認や課題抽出等では、課題は明らかになるし、どんどん増えるが解決はなかなか進まないなど、完成時期は見通せていないと見受けま

今般の「新型コロナウイルス感染症」の流行を受けては、避難バスの確保台数や避難所開設において見直しが必要となったなど、見通しはいっそう不透明になったと考えます。

今般村がまとめた自然災害時のコロナ対応の避難所のあり方については、原子力災害時でも同様と思うものですが、村民の避難先である取手市、守谷市、つくばみらい市の3市が、それぞれどうあり方をまとめたか、その内容にもとづき協議が必要になっていると思います。

茨城県は、これまで避難所の1人当たりのスペースを2㎡とし、仮に720㎡の場合360人収容とし、通路もない計算でした。今年5月26日県は、3密を避けるために、総面積720㎡に140人を収容する案を示しましたが、これは通路も含めると一人当たり約5㎡の計算です。

ただし県のレイアウト例をよく見れば、4人世帯向けスペースが8㎡、2人世帯向けが4㎡で、一人あたり2㎡は変わっていません。

いずれにせよ、本村の当初計画の避難所案は、通路もない計算での一人2㎡です。取手市で言えば収容可能総数 22,663 人のところへ、避難者総数 23,533 人がお世話になるというものです。

このことから、私は、避難所数は大幅に不足すると考えます。3市の公共施設等をフルに使わせていただければ足りるのか、それとも足りないで避難先自治体を増やしていただく要望をするのか、また本村が大事にしてきた村民をバラバラに避難させるのではなく、地域コミュニティーを維持した避難などがどうなるのかなど、村としての検討も必要と考えます。

3点、お聞きします。

1点は、村の計画案中「避難先地域の設定」の変更の必要有無について、又その考え方の根拠について。

2点は、新型コロナ下における避難所避難スペースは、当初案との比較でどうなるか。

3点は、3密回避等により避難スペース面積は、本来、当初想定より多く必要となることから、計画案に示された避難所数では不足が生じるとみられるが、避難先自治体との協議は行われているのか。

以上お聞きします。

(答弁:村民生活部長)お答えします。

1点目の「避難先地域の設定の変更の必要性」ですが、本村の広域避難先として、茨城県広域避難計画により指定された県南3市(取手市・守谷市・つくばみらい市)について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて見直されるような情報は現時点ではありません。

なお、当該3市が避難先として指定された背景としては、明確に示されたものはありませんが、当該3市は、本村同様、常磐自動車沿線に位置することや、避難所の収容人数等が考慮された

経緯があるようだ」と聞き及んでおります。

続いて、2点目・3点目の御質問ですが、いずれも、“避難スペース”に関するものですので、一括してお答えいたします。

今年に入ってからの新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた3市との協議・情報交換等については、必ずしも十分に図れているというわけではありませんが、6月には、内閣府から「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方」が示され、「避難所における感染症防止対策は、基本的に、自然災害の場合と原子力災害の場合とで異なるところはない」ことが7月の「東海第二地域原子力防災協議会・作業部会」においても、認識の共有化が図られたところでございます。

なお現在は、これに加えて、内閣府主導の下、「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン(案)」の取りまとめ作業が進められてございます。

また一方では、前回の議会でも答弁しましたが、平成28年度に村民1500人を対象に実施した「原子力災害時における避難方法等による調査」において、約17%の方が避難先を親戚・知人宅やホテル・賃貸アパート等とする回答を得られてもいるところでございます。

従いまして、新型コロナウイルス感染症対策の観点からは、これまで以上に、“縁故避難”“自主避難”等の“分散避難”が普及し、併せて対応も求められることも想定されますので、以上お答えしたことを参考にしながら、必要な協議・調整等を進めてまいりたいと考えております。

#### (再質問)

現時点では、3市との本格的な協議はされていない、ということなのかと思いますが、答弁で疑問があるのは、計画案の避難者数について、“分散避難”を想定して今後、避難所に避難する想定避難者数は減らすこともありうるという事なのか。そうであるならあらかじめ分散避難者の把握が必要なのではないか、と同時に、本来村としては、当初の避難所への避難者総数は動かすべきではなく、むしろその数を確保しておくことが必要とも考えます。

また避難所について「県から見直しに関する情報はない」との姿勢は、コロナ禍のもと、やや受け身ではないかという点です。

質問は、まず、村としては5月の県の連絡や6月の内閣府の通知等に基づき、もっと主体的な動きが必要と思いますが、改めて検討状況についてお聞きします。

次に、内閣府の6月の「基本的な考え方」では、「各地の実情を踏まえつつ、当面の対応および計画等の見直しにおける参考とされたい」として4点示され、その3番目では、「自宅等で屋内待避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内待避の指示が出されている間は、原則換気を行なわない」とされていることについて、村はどう受け止めたか、お聞きします。

ちなみに大井川県知事は、6月県議会の答弁で、「被ばく防護と感染症対策の両立は困難」と述べています。

(再答弁:村民生活部長) お答えします。

1点目の県南3市との避難所等広域避難に係る検討状況ですが、新型コロナウイルス感染症の流行を受けて、打ち合わせ等の機会が持てず、十分な協議が行えていない状況に変わりはありません。

しかしながら、これまでの訓練等で洗い出された課題の整理と計画の実効性向上に向けては、避難所収容人数の見直しや避難所の追加指定など、事務レベルでの着想段階にあるものから、“詰めの作業”に入っているものもあり、一方では、先ほどの答弁の中でお答えした“ガイドライン”の取りまとめもございますので、3市とは課題共有等の下、一つ一つ着実に成果を得てまいりたいと考えております。

続いて、2つ目の御質問の、内閣府による“基本的な考え方”における屋内退避と換気に関する考え方ですが、御承知のとおり、本村は、全域が東海第二発電所のPAZ(予防的防護措置を準備する区域)内となりますので、住民の防護措置は、原則として“避難”とされているとの認識であり、一方では、内閣府の“考え方”が取りまとめられた経緯・背景等まで承知しているわけではありませんので、現時点で意見等の是非はもとより、内容を考察できるだけの材料は持ち合わせておりません。

(再々質問)

「内容を考察できるだけの材料は持ち合わせておりません」、こういう答弁は聞いていただけられません。目の前の村民を考えた時、内閣府の「基本的な考え方」について、もっと自然に考えてはどうか。知事のように、コロナ時代になってしまって、「被ばく防護と感染症対策の両立は困難」との感想のほうがごく自然です。

再々質問は、原電が使用前検査の申請書に書いた施設の使用時期、2022年12月について、もちろん、使用前検査が再稼働に直結しないことを6市村に確約されたものですが、この時期新型コロナウイルス感染症がどうなっているか分かりませんが、このウイルスが存在する限り、実効性の1つである「被ばく防護と感染症対策の両立」は難しく、新型コロナウイルスのもとにおける広域避難計画の策定はできないのではないかと考えますが、認識を伺います。

(再々答弁:村民生活部長) お答えします。

自治体における広域避難計画の策定については、国の「防災基本計画」や「原子力災害対策指針」など、法制度で位置付けられたものと認識してございます。

一方、新型コロナウイルス感染症の流行により、広域避難計画においても、新たな課題として受け止めており、そのような中、先月27日に福井県おおい町・高浜町などで行われた「福井県原子力防災訓練」では、「一時集合施設開設訓練」「バスによる住民避難訓練」において、感染症対策を実践し手順等の確認が行われたようですので、その評価等を含めて参考にできればと、事例研究・情報収集等を思案しているところでございます。

いずれにしても、広域避難計画の策定に際しては、整理すべき課題にもきちんと向き合い、今後取りまとめられる予定の“ガイドライン”なども踏まえながら、国や茨城県、関係自治体などと

の協議・調整を繰り返し、併行しては、広域避難訓練も継続的に計画するなど、弛まず努力してまいりたいと考えております。

(意見) よろしく願いいたします。

**次の質問は、新安全協定の運用等についてです。**

(質問)

新安全協定運用の推移への住民の関心が以前として高く、確認させていただきたい点を伺います。

どこに関心があるのか、主に第2条についてです。原電は、東海第二発電所の新規制基準適合に伴い原子力発電所を「稼働及び延長運転をめざす」と説明しながら、なぜ、2条に基づく事前説明をしようとしていないのかについてです。

6市村側からは昨年2月に「今日から新協定スタート」と伝えたわけですから、6首長の認識は共通のはずです。新協定2条では、「原電が再稼働及び延長運転しようとするときには、事前に丁寧に説明すること」とされていますので、説明しようとしていない現状は、「再稼働する」という意思は持っていないという事になるのか、それとも新協定の原電の自己解釈によるものなのか、住民としては協定の運用状況から見えるはずだと、声が寄せられています。村長に伺います。

まず3点について、

1つは、新協定運用の現時点の到達をどうみているか。

2つは、新協定第2条の事前説明とは、原電の再稼働「意思」のどの範囲の説明を指しているか。

3つは、新協定は、原電の「再稼働をしたい」とする「意思」について、6市村が「説明を受け、意見を述べ、協議し、合意を図る」ものであると認識しますが、この一連の流れが始まっていないという現状を踏まえ、新協定運用とは別に6首長懇談会開催の必要があるのではないかと考えますが、認識を伺います。

(答弁:村長) お答えします。

まず、「新安全協定」の運用ですが、6市村が同等に確保した権限としては、東海第二発電所の稼働及び延長運転に関し、事前説明を受け、事業者に意見を述べ、回答を要求する権限をはじめ、合意形成を図るための協議会の開催を要求する権限、事業者に対し、追加対策を要求する権限などがあることが「確認書」により明らかとなっており、自治体側としては、昨年2月の「原子力所在地域首長懇談会」における村松社長の「再稼働を目指してまいりたい」という意思表示を受けて、速やかに運用されるべきものとの認識に立ってございます。

従いまして、2点目に御質問の「事前説明」についても、まだスタートしていないことになりませんが、その“範囲”ということに関しては、“新安全協定”及び“確認書”により明らかにされているように、東海第二発電所の稼働及び延長運転に関するすべてに及ぶものと考えております。

最後に、「原子力所在地域首長懇談会」6首長の認識ですが、昨年2月の会合において、一市村でも同意できないとか、反対の場合には、その先に進まないということ为首長間で確認し、足並みを揃えていくとしており、この点に関し、現時点で再度の擦り合わせの必要性はないと考えております。

(再質問)

このところ、東北地方太平洋沖地震発生前と同じように、度々小さい地震が起きています。来年3月でまる10年となる東日本大震災ですが、ふたたび同規模の地震が発生するのではないかと不安に駆られると同時に、今年11月末に稼働42年目を迎える東海第二原発の再稼働是非の検討は、すぐにでも始まったほうが良いのではと、考えさせられます。

6月議会そして今議会と新協定運用に関して質問してきたなかで感じるのは、事業者である原電は、6市村の「安全協定の見直し」の求めにもとづき、新協定案を6市村に示し、内容の協議を経て締結に至ったはずなので、運用については良く理解しているものと思われそうですが、なぜ今のような状況になっているのか、この状況には何か意味があるのか、など疑問だらけだという事です。

このもとで時間だけがすぎ、同時に「6市村は説明を受けないまま再稼働に必要な対策工事だけはどんどん進む」、このままでよいはずはないと、私もそうですが多くの住民も思うわけです。

村長他5市の首長さんはどう感じているか、首長懇談会で確認する必要があるのではないか、と心配しますが、どうでしょうか。

(再答弁:村長) お答えします。

“新安全協定”の運用に関して、繰り返しになりますが、昨年2月の時点で、自治体側からスタートさせていただきたいと、また、事業者として、その言葉を受けるとか、受けないとかではなく…と言いつつ渡している中、今もって事業者側に明確な姿勢・行動等が見られないことに対しては、私を含め、現在の状況を各首長がどう受け止めているのかということによりますので、時機を捉えて、“首長懇談会”で協議するなり、個別に意見交換することにより、必要な対応を取ってまいりたいと考えます。

(再々質問)

2点、お聞きします。1つは、住民の安全がかかった重要な新安全協定ですから、6首長さんには、原電の東海第二原発再稼働計画をしっかりと見極めていただくことと同時に、

協定締結相手としてこうした対応をとっている事業者としての資質も見極めていただくことが必要と思いますがどうでしょうか。

また、住民の一部からは、原電が「国内9電力の出資により発足」しているため、「原電の自己意思は持ちにくいのでは」という声も聞かれますが、東電の福島第1原発事故を体験した住民にとって、原発は「放射性物質の放出は絶対ない」ことや、「事故終息や事故後の廃炉技術の完成」、また「放射性廃棄物や使用済み燃料の処理処分策の完成」などを見ない限り、そして福島原発事故の責任を明確にし、被害者全てが元の生活を取り戻すことができない限り、動かしてはならないと思うのは、あまりに当然です。ごく自然です。

村長にお聞きしたいのは、新協定の運用は図りながらも、ご自身の再稼働是非判断においては、こうした原発問題の事実から出発した本質をしっかりと見きわめていただき、4要件クリアと合わせての判断、多くの住民の願いである「再稼働ストップ。延長運転 NO」との明確な判断が求められると思いますが、認識はいかがでしょうか。

(再々答弁:村長)お答えします。

事業者については、信頼関係で一定の懸念があることは否めません。

私としましては、福島事故に対する取り組み、復興などにも関心を持って見ておりますが、東海第二発電所の稼働の判断に際しましては、4つの要件を必要とすることに変わりはなく、残る「広域避難計画の策定」と「住民の意向把握」は、継続してしっかりと進める考えですので、私の認識としては、判断の時期にはないと受け止めております。

(意見)

判断の時期が今でないとのことですが、その時期が来た時のために、ぜひ心づもりをお願いしたいということを申し添えます。

**次の質問は、学童クラブの大規模化の解消と充実を求めてお聞きします。**

(質問)

本村の特に定員 100 名の学童クラブは、児童にとっても、支援員さんにとっても負担が大きいのではないかと絶えず心配しています。

2010 年当時、内閣府「子ども・子育て新システム検討会議」の作業グループがヒアリングを行った「全国学童保育連絡協議会」提出の資料が HP で公表されています。資料では「学童保育をめぐる問題」として、「入所はできても、安全・安心な生活が保障されない」という側面から、児童にとって、①大規模化ではきびしい生活を強いられる、指導員や友達と関係がつかれない ②指導員の勤務条件や雇用が不安定なため、保育そのものや

子どもとの関係性が継続的・安定的に維持できない ③「生活の場」「育ちの場」にはふさわしくない劣悪な施設環境、が、あげられています。

こうした視点を背景に本村の状況をまず確認します。

1 つは、本村の現状として「対象児童」「規模」「職員体制」について。

2 つは、昨年実施した白方学童クラブ 5・6 年生対象のとりくみの結果と評価について。

3 つは、今後の 6 学童クラブ利用人数の推移についてです。

(答弁:福祉部長)お答えいたします。

1 点目の本村学童クラブの現状でございますが、「対象児童」は、1 年生から 6 年生までの全ての児童を入所対象としております。「規模」は、子どもが相互に関係性を構築したり、1 つのまとまりをもって共に生活することができる集団の規模・概ね 40 人以下を「支援の単位」として構成しております。「職員体制」は「支援の単位」ごとに 2 人以上の放課後児童支援員を配置していることなど、放課後児童クラブ運営指針の規定に基づき適正な対応をしております。

2 点目の「取組の結果と評価」でございますが、昨年度、村では白方学童クラブの 5・6 年生を対象に、夏季休業期間における新たな子どもの居場所づくりの可能性を検証するために、白方小学校で試行的に児童の受け入れを実施いたしました。その際、児童、保護者及び支援員からは、玩具の数量や弁当・おやつの保管場所などの運営面での課題が挙げられたほか、「5・6 年生だけでなく、低学年の児童とも遊びたかった」、「玩具の数に限りがあるため遊びが制限されてしまった」といった否定的な意見がございましたが、一方で、「静かな場所で落ち着いて勉強・読書ができる学校の方が良かった。学校の体育館で伸び伸びと遊べた。児童が学童クラブよりも集中して勉強に取り組んでいた。」など、環境面を評価する肯定的意見もいただいていることから、全体としては概ね好評であり、実施する上で細かい部分を改善する余地はあるものの、「新たな子どもの居場所づくり」の選択肢の一つとして手ごたえを感じております。

3 点目の「6 学童クラブの利用人数の推移」でございますが、今年 3 月に策定した「第二期東海村子ども・子育て支援事業計画」において、公設・民間を含めた利用ニーズの推計を行っております。

その中では、今後、計画期間である令和 6 年度までの間、児童数の減少に応じて学童クラブ利用人数も緩やかに減少していくものと見込んでおります。

(再質問)

昨年の白方学童クラブにおける取組の「結果」から、「静かな場所で落ち着いて勉強・読書ができる学校の方が良かった。学校の体育館で伸び伸びと遊べた。児童が学童クラブよりも集中して勉強に取り組んでいた」との声が聞かれたとのことですが、これらは、学童クラブが本来こうあるべきなのだが、そうならないための感想だと思えます。

私としては、村として「学校利用という環境面を評価する肯定的意見」とか「手ごたえを感じている」などの評価をするのではなく、現状の学童クラブがそうならないことについて、もっとしっかり感じてほしいと思えます。

私は、全国連絡協議会が提起している「場所の確保に当たっては、生活の場、育ちの

場としての環境整備」、この視点が重要と考えますが、学童保育は、文科省が提唱する「放課後子供教室」とは質的に全く違います。再質問では4点お聞きします。

1 つは、本村の学童保育はそもそもどうあるべきと考えるか。

2 つめは、「本村は、指針を満たした適正な対応をしている」とのことですが、「生活の場」としてとらえたとき、1 単位ごとの場の確保が重要であり、複数単位がワンフロアではなく仕切られた落ち着ける場の提供が必要と考えますがどうか。

3 つめに、国は受け入れを増やすために、学校施設の徹底利用を方針化していますが、これは、放課後の「生活の場」の保障に責任を持たず、単に子どもたちのいる場の確保に終始したものです。

本村としては、子どもたちの心身の成長も考慮し、学校ではない独自施設の確保で大規模化の解消を図るべきと考えるがどうか。

4 つめに、去年の白方小の取り組みは、夏季休業期間のみ対応の試行だったのか、背景も伺います。

(再答弁:福祉部長)お答えいたします。

1 点目の「本村学童クラブのあり方」でございますが、単に児童を預ける・預かる場としての存在ではなく、保護者との信頼関係を基にした家庭と学童クラブの情報共有に努め、児童が安心して生活することができる「第二の家庭」とも言える環境づくりが大切であると考えております。

2 点目の「生活の場の確保、定員の見直しについて」でございますが、公設学童クラブの各保育室は引き戸で間仕切りし、必要に応じて1つの支援単位として使用することが可能であります。なお、定員につきましては、収容定員を考慮した設計を基に建設を行っており、放課後児童クラブ運営指針の規定に即した適正な対応をしていることから、現在のところ定員を見直す考えはございません。

3 点目の「独自施設での大規模化の解消」と4 点目の「白方学童クラブでの取組の背景」につきましては、合わせてお答えさせていただきます。

本村公設学童クラブの集団の規模は適正であると考えておりますが、一方で定員を超える受け入れを実施していることも事実であります。文部科学省及び厚生労働省は、学童クラブの待機児童の早期解消等を図るため「放課後も児童が移動せずに安全に過ごせる場所である学校に関し、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない特別教室等の徹底的な活用」を促進しておりますが、白方学童クラブの5・6年生を対象に白方小学校で行った児童の受け入れは、このような背景と本村の現状を踏まえ、選択肢の一つとして「新たな子どもの居場所づくり」の可能性を検証するため、試行的に実施したものでございます。

村としましては、概ね好評であったこの取り組みに一定の手ごたえを感じておりますが、入所児童数を定員に近づけるための単なる居場所の確保ではなく、学童クラブが「第二の家庭」であることを念頭に置きながら保育環境の改善に努めてまいります。

(再々質問)

学童保育は、子どもたちが学校での一日が終わり、「ただいま」と言って帰ってくる場所

です。その場所が学校にあるのは「第二の家庭」環境として受け入れにくいのではないかと思います。

関連して3点お聞きしますが、3点目については村長にお聞きします。

1つは、「第二の家庭」環境づくりの考え方は、指定管理者や学童保育現場と共有しているのか。

2つ目は、支援の単位の在り方について、村が理想とする状況と実際の施設の活用状況をどう見るか。私には、現場の支援員さん達には責任はないのですが、ワンフロアに人数が多いという点では「第二の家庭」には程遠い、と思えます。本村だからこそ「第二の家庭」ぜひ確保してほしいと思います。また現在は新型コロナウイルス感染の予防も必要であり、そもそも100名が利用可とされる1つの施設に、ほとんど使用しないが仕切りはあるという作りのままで、コロナ時代の施設として相応しいと言えるか。

3つ目は、村長にぜひ受け止めてほしいのですが、東海村の学童クラブは、生まれも育ちもお母さんたちの手作りによる「学度保育」なんです。放課後の子どもたちには保育が必要なんです。これを残してほしいです。

放課後は学校ではない家庭的環境が大事という事を明確にして、今後の保育環境の施設に関する改善の検討では、学校ではない場所の活用を図るべきと考えますが、認識をお聞きします。

(再々答弁:福祉部長、村長)お答えいたします。

1点目の「第二の家庭の考え方の共有」についてでございますが、公設学童クラブ指定管理者の選定に当たっては施設の管理運営の理念や基本方針を評価対象としております。その中で、「子どもにとって『第二の家庭』とも言えるような居場所づくり」に取り組む考え方を示した事業者・団体を、実績も含めて評価し、選定していることから、本村と指定管理者・学童保育の現場では同じ思いを共有しているものと認識しております。

2点目の「支援の単位のあり方」についてでございますが、繰り返しの答弁となりますが、本村公設学童クラブの集団としての規模や施設の活用状況は適正であると考えており、新型コロナウイルス感染症への対応につきましても、引き続き、新しい生活様式を踏まえた感染の予防、拡大防止に最大限努めてまいります。

3点目の「保育環境の施設に関する改善の検討」につきましても、国の方針を受け入れて実施しようと思っているわけではなく、あくまで最終の方法ということでのものです。検討にあたっては、民間の施設利用ができないかなど様々に検討していきたい。

**最後の質問は、コロナ下における学校教育の課題についてです。**

(質問)

本村の将来を託すであろう子どもたちが、新型コロナウイルスの影響を受け、コロナと

ともに生きていかなければならない時代になってしまったことに、胸を痛めている一人として、こうした時、何を大切に学校教育を行ったら良いのか、子どもたちの学びはもちろんですが、人間として育っていくために大切にしなければならない基本的なところを共有するため、今議会でも質問させていただきます。

昨日の教育長の答弁では、「不登校気味の子が増えてきた」とのことですが、この時点での対応はとても重要だと思います。教育委員会も学校もしっかり受け止め、丁寧な対応がをお願いしたいと思います。

この感染症流行により、大変な目に遭ってきた子どもたちを温かく受け止め、つらかったことや思ってきたことを出し合いながら、授業も徐々にすすめる。これらが今の時期を子どもたちがどう過ごしたら良いかのスタートであり、基本的なことではないかと思えます。

ゆったりした時期をきちんと過ごさないと、「新型コロナ世代」の子どもたちの学力形成も含む育ち全体に「深刻な影響をもたらす」のではないかと心配します。

一人ひとりの大切な出発点となるコロナ経験をしっかり語り合うことの保障も必要と考えます。こうしたもとの子どもの権利保障の観点から、まず2点お聞きします。

1点は、子どもたちをゆったり受け止めながら、「学びとともに、人間関係の形成、遊びや休息をバランスよく保障する、柔軟な教育が必要」と考えますが、その認識と現状について。

2点は、今後の授業を詰め込みではないものとするために必要な学習内容の精選に関する認識を伺います。

(答弁:教育長) お答えいたします。

一つ目のご質問についてですが、大名議員のおっしゃるように、学校は子供たちの心の安定と学びの質を保障する場であることから、双方のバランスを図りながら、一人ひとりに応じた柔軟な対応をしていくことが必要であると考えます。

しかしながら、休校中の課題の提示については、村としての共通認識の下に行われておりましたが、学校や家庭環境の違いによって、子供たちに過度の負担を与えてしまっていたことも否めません。このような状況を踏まえ、子供たちの生活実態に合わせた授業が進められるよう、各校では定期的な生活(心とからだ)アンケートを実施し、全職員体制で児童生徒の心身の健康管理に努めております。

一方で、この状況はコロナ時代に生きる子供たちにとっても、コロナとの付き合い方を考える重要な機会であると考えております。実際、子供たちが主体となって、学校でできる感染症対策について学級ごとに話し合ったり、感染予防を考慮した運動会や体育祭での種目や感染予防の呼びかけを考えたりするなどの場面を設定していると聞いています。やむを得ず中止となる活動もありますが、行事を通して仲間とともに達成感を味わうことができるのも、学校ならではの重要な学びであることから、コロナ下であるから「できない」ではなく「できる形」を検討してまいります。

二つ目のご質問にある学習内容の精選の仕方としては、ポイントを押さえた授業展開をしていく

ことになります。例えば、学習の動機付けや協働的な活動を通して自分の考えを広げたり、深めたりする活動、実験や実習を伴う体験活動などに重点を置いた授業展開が想定されます。以前のような頻度でグループ活動を行うことは難しいですが、一斉授業の中でも、子供たちのつぶやきを拾いながら、子供同士の考えをつないで考えを広げたり、深めたりする協働的な学びを大切にしたいと考えております。

現在のところ夏休みを短縮したこともあり、各校ともに年間指導計画に沿った学習を進めることができておりますが、以上のような方法も含めて、学びの質の保障を第一に、どの学校も同じような歩調で進められるよう、教育課程を担当している教務主任会を中心に検討してまいります。

#### (再質問)

「学びの質の保障を第一に」、とても大事なことです。ただしギガスクールの「個別に最適化」については、まず先生が足りない、そして新たな序列をつくりだしかねない、学びに格差をつくりかねない、など、義務教育で大切などの子にも等しい学びの保障が本当にできるのか、疑問があります。

答弁を受けまして3点再質問いたします。

1 つは、「柔軟な教育の必要性」との関連で、子供たちの心のケアは一部の子どものごとではなく、子供全員の問題であるとの認識が重要と考えます。三か月もの休校、マスクをしながらの生活、保護者の収入の減少など、いずれも大多数の子供にストレスをもたらしていると考えますが、認識を伺います。

2 つは、休校中の課題に関して、全国の多くの学校でプリント学習での対応がされたかと思いますが、担任の納得のいくようにプリントを仕上げられなかった子は「叱られる」という対応は、子供の心に寄り添ったものとは言えない気がします。また、担任と保護者とのやり取りはどういう状況であったのか。「コロナ」の脅威を共有しつつ、ともに乗り越えていこうという学校からの歩み寄りが、まずは大事であると思います。子供たちの心の安定と、みんなで少しずつ前へ進んでいこうと実践できる環境、ぜひ整えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

3 つめに、学習内容の精選については、学習指導要領は内容が多すぎ、そのままやれば、スピード授業となり、多くの子供たちが落ちこぼれるという矛盾を抱えていると考えます。精選という事では、学年の核となる学習事項を見定め、そこは時間をかけてしっかり教える。それ以外は、次の学年の学習事項と合体させたり、総合的な学習の時間で扱ったりすることにより、教科書全てをかけ足で済ませるよりも、学力もその後伸びていくのではないか。これは大阪教育文化センターの提言の一部ですが、どう思われるか。

#### (再答弁:教育長)

一つ目の再質問について、先程の答弁でもお答えしましたとおり、全ての児童生徒が何かしらのストレスを抱えながら登校しているだろうという前提で、全職員体制で児童生徒の心身の健康管

理に努めております。また、家庭への経済支援策として「就学援助特例措置」がありますので、現在、学校だより等で各家庭へお知らせしているところです。今後も、どのような環境下であっても変わらず、子供たちが等しく教育を受けられるような支援を継続してまいります。

二つ目のご質問にありますような教師の不適切な対応について本村では聞いておりませんが、サポートの必要な児童生徒や家庭があるということを前提に、子供たち一人ひとりとしっかりと向き合っています。

また、休校中の保護者とのやり取りに関しては、先生方が、定期的に家庭連絡を行い、子供たちの家庭での生活や学習の状況の把握に努めておりました。その際、先生方から「子供たちの元気な声を聞いて安心した。」という声が多く聞かれたこともお伝えいたします。

三つ目の質問の学習の精選の仕方については、先程の答弁にもありましたように、教科書を急ぎ足で進めることのないよう、学習のねらいを明確にしたポイントを押さえた授業づくりに取り組んでまいります。

また、カリキュラム編成の部分では、総合的な学習の時間等を活用するなど、教育課程を担当する教務主任会において定期的に検討してまいりますので、御理解いただければと存じます。

#### (再々質問)

「コロナ世代」が、学校時代をどう過ごしたか。大人になってから、「コロナ世代は助け合う心、思いやりがあってすごいね」と言われるように育ててほしいと思います。この苦境を教育の目的達成にぜひつなげてほしいと思います。どうでしょうか。

7月3日、文科大臣に提出された全国知事会、市長会、町村長会による『新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言』は、本当に感動的です。それぞれの首長さんが、越権ではなく、必要なことをきちんと国に要望をしている、このことも堂々と力にして、東海村の豊かなコロナ下の教育をお願いしたいと思います。

#### (再々答弁:教育長)

本村教育においては、今までも、そしてこれからも、一人ひとりへのきめ細かな支援と豊かな教育実践ができるよう、教育課題の解決に向けて、関係者一丸となって取り組んでいく姿勢に変わりはありません。

「できない」ことを嘆くのではなく、この状況だからこそ、違った形での表現方法や達成感を味わうことができる機会と捉え、この状況に屈することなく、前向きに、そして未来への希望をもって進んでいけるように、子供たちの背中を後押しし、支援してまいります。また、「コロナ下」において見えてきた課題である、真の学びにつながる授業の在り方や ICT 環境整備についても、引き続き研修、検討してまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。